

参議院提出案と政府案との主な相違点

喫煙禁止場所

		参議院提出案	政府案
施設	医療施設	< 第一種施設 > 屋内 + 屋外 ※ホスピス等では例外的に屋外に喫煙場所の設置可	< 第一種施設 > 屋内 + 屋外 ※屋外に喫煙場所の設置可
	小中高校		
	大学	< 第二種施設 > 屋内 + 屋外 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 位置指定場所 (テラス席等) その他の場所 </div> </div>	< 第二種施設 >
	官公庁施設 (政府案については行政機関)		
	老人福祉施設		
	運動施設	< 第三種施設 > 屋内 + 屋外の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	屋内 ※喫煙専用室の設置可
	事務所		
	飲食店		
	ホテル		
乗り物	バス・タクシー・航空機	内部 + 外部の位置指定場所	内部
	鉄道・船舶	内部 + 外部の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	内部 ※喫煙専用室の設置可

※ 住宅や旅館・ホテルの客室は、規制対象外

※ シガーバー等（参議院提出案は第三種施設内、政府案は第二種施設内に限る）や、たばこの研究所の屋内では、一定基準を満たす室内での喫煙可

屋内における加熱式たばこの喫煙に対する規制

参議院提出案	政府案
当分の間、喫煙専用室又は第三種施設の加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）で喫煙可	当分の間、喫煙専用室又は 第二種施設 の加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）で喫煙可

喫煙専用室に係る指定制度

参議院提出案	政府案
事前に都道府県知事が喫煙専用室を有する施設を指定	指定制度なし （施設等の管理権原者が自ら喫煙専用室を設定）

飲食店に関する特例

		参議院提出案	政府案
		→当分の間、規制対象外 〔新規出店の店舗は、特例の対象外〕	→別に法律で定めるまでの間、規制対象外 〔新規出店の店舗は、特例の対象外〕
要件	①	20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、酒類の提供が行われる施設（食堂等を除く）	飲食店全般（バー、スナック以外も対象）
	②	施設の面積が、30㎡以下	個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下） かつ 客席面積が100㎡以下
	③	管理権原者等以外に従業者がいない、又は喫煙可能であることについて全従業者の同意を得ている	_____
	④	20歳未満の者を立ち入らせないようにするための措置を講じている	喫煙可能室に20歳未満の者を立ち入らせない義務
	⑤	①～④の全ての要件を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している	飲食店や喫煙可能室の出入口に、喫煙可能場所であること、20歳未満立入禁止であること等の標識を掲示する義務

施行期日

参議院提出案	政府案
<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 （公布後6か月以内に施行）</p> <p>②2019年ラグビーワールド杯開催までに全面実施 （公布後1年以内に施行）</p>	<p>【段階的に施行】</p> <p>①国及び地方公共団体の責務等の実施 （公布後6か月以内に施行）</p> <p>②第一種施設に係る規制について、2019年ラグビーワールド杯開催までに実施（公布後1年6か月以内に施行）</p> <p>③2020年東京オリンピック・パラリンピック開催までに全面実施 （平成32年4月1日施行）</p>

過料の額

参議院提出案	政府案
<p><個人> 退出命令違反：5万円以下</p>	<p><個人> 退出命令違反：30万円以下</p>
<p><施設等管理者> いずれの違反も：10万円以下</p>	<p><施設等管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告措置命令違反：50万円以下 ・ 喫煙標識掲示違反：50万円以下 ・ 喫煙標識除去違反：30万円以下 ・ 帳簿保存等違反：20万円以下 ・ 立入検査拒否：20万円以下